

## 簡易公募型競争入札方式に準じた手続による手続開始の入札説明書 (電子入札対象案件)

独立行政法人都市再生機構中部支社の「H30新清洲駅北地区建物等補償物件調査算定他業務」に係る手続開始の掲示に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 手続開始の掲示日 平成30年3月7日

### 2 発注者

独立行政法人都市再生機構中部支社  
支社長 伊藤 功

### 3 業務概要

(1) 業務名 H30新清洲駅北地区建物等補償物件調査算定他業務

(2) 業務内容

○建物等補償調査・算定

- ・木造建物 6戸9棟
- ・非木造建物 1戸2棟
- ・附帯工作物 9戸
- ・営業補償 1事業所
- ・動産 8世帯
- ・居住者調査 5世帯
- ・移転雑費 9世帯

○算定

- ・附帯工作物 2戸

○補償説明資料作成

- ・説明資料作成 9権利者
- ・補償説明 1権利者

(3) 業務の詳細な説明

別添「H30新清洲駅北地区建物等補償物件調査算定他業務特記仕様書」参照

(4) 履行期限 契約締結日の翌日から平成31年3月15日まで

(5) 本業務においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う（ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合、以下に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること。）。なお、電子入札により難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。（様式は機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできるので、申請書提出期限までに下記5(1)へ提出すること。）

### 4 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

次に掲げるすべての条件を満たしている者であること。

① 参加表明者

イ 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構

達第95号)第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

- ロ 当機構中部地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務の業種区分が「補償」に係る競争参加資格（以下「一般競争参加資格」という。）の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部支社長（以下「支社長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により「補償」の再認定を受けていること。）。

なお、一般競争参加資格の認定を受けていない者も、次の期限までに、当該一般競争参加資格の認定申請手続きを行うことで、当該条件を満たしたものとして審査を行うこととする。

ただし、開札の時に於いて、当該一般競争参加資格の認定を受けていない場合は、入札（開札）に参加することができないものとする。

（一般競争参加資格認定を受けていない者の申請手続き）

申請手続期間：平成30年3月7日（水）から平成30年3月16日（金）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く）。

申請手続窓口：下記5(1)に同じ。

- ハ 会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記ロの再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ニ 平成19年度以降（平成19年4月1日から参加表明書受領期限）において受注し業務完了（下請受注による業務の実績は含まない。）した土地区画整理事業に係る補償業務（物件調査・算定）の実績を有する者であること。
- ホ 参加表明書の提出期限から開札の時までの期間に、当機構から本業務の履行場所を含む区域を対象区域とする指名停止を受けていない者であること。
- ヘ 愛知県、静岡県、岐阜県又は三重県のいずれかに営業拠点等を有する者であること。
- ト 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

詳細は、機構HP→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照。

## ② 配置予定現場代理人

- イ 平成19年度以降（平成19年4月1日から参加表明書受領期限）において受注し業務完了（下請受注による業務の実績は含まない。）した上記①ニに掲げる業務において現場代理人としての実績が1件以上ある者であること。
- ロ 補償業務管理士の資格を有し登録を行っている者であること。
- ハ 参加表明書の提出期限日時点において参加表明者と恒常的な雇用関係があること。なお、前述の雇用関係が無いことが判明した場合、「虚偽の記載」として取り扱う。恒常的雇用関係とは、申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

## (2) 入札参加者を選定するための基準

選定に係る評価基準は別表のとおりとし、評価点の合計が高いものから原則10者を選定する。また、評価点の合計が高いものから選定して同点により10者以上とな

った場合は、当該者全てを選定するものとする。

参加表明者が10者に満たない場合は表明者数とする。なお、参加表明者が10者に満たない場合でも、評価基準において定める業務実施体制の妥当性を満たさない場合に該当した参加表明者は選定しない。

〔別表〕

【入札参加者を選定するための評価基準】

参加表明書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウェイトは以下のとおりとする。

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト	
	判断基準			
参加表明者の経験及び能力	資格要件	技術部門 登録	当機構中部地区における平成 29・30 年度建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格について、業種区分が「補償」の認定を受けていること。	数値化しない
参加表明者（企業）の経験及び能力	迅速性	営業拠点等の所在地	営業拠点等の所在地を下記の順位で評価する。 ①愛知県内に営業拠点等（注：技術者が 1 名以上常駐する本店、支店又は営業所等の拠点をいう）を有する。 ②上記以外の静岡県、岐阜県又は三重県のいずれかにに営業拠点等を有する。	①10 点 ② 5 点
	専門技術力	成果の確実性	平成 19 年度以降（平成 19 年 4 月 1 日から参加表明書受領期限）において受注し業務完了した「同種業務」又は「類似業務」に係る実績を下記の順位で評価する。  ・同種：国、地方公共団体、地方住宅供給公社又は独立行政法人都市再生機構において発注された土地区画整理事業に係る補償業務（物件調査・算定） ・類似：上記の同種業務に規定された発注機関以外の機関が発注した土地区画整理事業に係る補償業務（物件調査・算定）  ① 同種業務において 2 件以上の実績がある。 ② 同種業務において 1 件の実績がある。 ③ 類似業務の実績がある。  記載する業務は最大 2 件までとし、1 枚以内に記載する。	①15 点 ②10 点 ③ 5 点

配置予定現場代理人の経験及び能力	資格要件	技術者資格	<p>① 下記の全ての資格を有し登録を行っている者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補償業務管理士</li> <li>・ 技術士「総合技術監理部門（都市及び地方計画）」</li> </ul> <p>② 補償業務管理士の資格を有し登録を行っている者であること。</p>	<p>①10点</p> <p>②5点</p>
	専門技術力	業務執行技術力	<p>平成19年度以降（平成19年4月1日から参加表明書受領期限）において受注し業務完了（再委託による業務の実績は含まない）した「同種業務」又は「類似業務」において管理技術者としての実績を下記の順位で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同種：国、地方公共団体、地方住宅供給公社又は独立行政法人都市再生機構において発注された土地区画整理事業に係る補償業務（物件調査・算定）</li> <li>・ 類似：上記の同種業務に規定された発注機関以外の機関が発注した土地区画整理事業に係る補償業務（物件調査・算定）</li> </ul> <p>① 同種業務において2件以上の実績がある。</p> <p>② 同種業務において1件の実績がある。</p> <p>③ 類似業務の実績がある。</p> <p>記載する業務は最大2件までとし、1枚以内に記載する。</p>	<p>①15点</p> <p>②10点</p> <p>③5点</p>
業務実施体制	妥当性の	業務実施体制	特記仕様書に記載している「下請負等」の内容に抵触する場合は選定しない。	—
評価点 合計				50点

## 5 担当支社等

(1) 入札、契約手続き及び一般競争参加資格に関する事項

〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号  
 独立行政法人都市再生機構中部支社 総務部 経理課  
 電話052-968-3314

(2) 指名されるための要件及び業務内容に関する事項

〒452-0002 愛知県清須市西枇杷島町花咲84番地  
 独立行政法人都市再生機構中部支社 都市再生業務部 新清洲都市再生事務所  
 電話052-505-7031

## 6 参加表明書の提出等

- (1) 本競争の参加希望者は、次に従い、参加表明書を提出しなければならない。発注者は、参加表明書を提出した者の中から競争入札に参加する者を指名する。

なお、提出期間内に参加表明書が到達しなかった場合は、指名されない。また、指名されなかった場合には、本競争に参加することはできない。

- ① 提出期間：平成30年3月7日（水）から平成30年3月23日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く）。

- ② 提出方法：参加表明書の提出は、電子入札システムにより行うこと。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、予め提出日時を前日までに上記5(2)の担当者へ連絡の上、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。また、持参にあたっては、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(392円)分の切手を貼付した長3封筒を併せて提出すること。

- (2) 参加表明書は、別記様式1から別記様式6までにより作成すること。

- (3) 参加表明書は、次に従い作成すること。

なお、下記④の同種又は類似の業務の実績及び⑤の配置予定管理技術者の業務の経験については、平成19年度以降（平成19年4月1日から参加表明書受領期限）に受注し、業務が完了し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

- ① 参加表明書

参加表明書を提出する者は、**別記様式1**に提出者等必要事項を記載すること。

- ② 登録状況

参加表明時に一般競争参加資格の認定を受けている者は、**平成 29・30 年度競争参加資格認定通知書の写し**を提出すること。

- ③ 営業拠点等の所在地

営業拠点等（技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等の拠点をいう）の所在地を**別記様式2**に記載すること。

- ④ 同種又は類似の業務の実績

当該業務と同種又は類似の業務の実績を**別記様式3**に記載すること。記載する同種又は類似の業務の実績の件数は最大2件までとし、様式1枚につき2件までを記載すること。

なお、当該業務と同種又は類似の業務の実績とは、以下のものをいう。

- ・同種：国、地方公共団体、地方住宅供給公社又は独立行政法人都市再生機構において発注された土地区画整理事業に係る補償業務（物件調査・算定）
- ・類似：上記、同種業務に規定された発注機関以外の機関が発注した土地区画整理事業に係る補償業務（物件調査・算定）

- ⑤ 配置予定現場代理人の資格又は経験、同種又は類似の業務の実績

配置予定現場代理人について、**別記様式4**に記載すること。

- ⑥ 契約書の写し

上記④及び⑤の同種又は類似の業務の実績として記載した業務に係る**契約書の写し**を提出すること。

- ⑦ 業務の実施体制

業務の実施体制について、**別記様式5**に記載すること。また、保有する技術職員

の状況について、**別記様式6**に記載すること。

- (4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成30年3月29日(木)までに電子入札システムにより通知(承諾を得て紙入札方式とする場合は、書面により発送)する。
- (5) その他
- ① 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
  - ② 提出された参加表明書は、返却しない。
  - ③ 発注者は、提出された参加表明書を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
  - ④ 提出期間以降における参加表明書の差替え及び再提出は認めない。
  - ⑤ 参加表明書に関する問い合わせ先  
上記5(2)に同じ。
  - ⑥ 電子入札システムで提出する場合の注意事項
    - イ 電子入札システムにより申請書及び資料等を提出する場合は、ファイル形式はWord2010形式以下のもの、Excel2010形式以下のもの、PDF形式又は画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式)で作成すること。
    - ロ ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。
    - ハ 契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けること。
    - ニ ファイル容量の合計が2MBを越える場合は、すべての書類を郵送により提出すること(参加表明書(別記様式1)には、代表者印を押印すること。)  
この場合、必要書類の全てを郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。  
郵送する際は、表封筒に「『H30新清洲駅北地区建物等補償物件調査算定他業務』に係る競争参加資格確認申請書別添資料在中」と明記する。  
また、電子入札システムにより、以下の内容を記載したものを「添付資料」に添付し、送信すること。
      - ・ 郵送する旨の表示
      - ・ 郵送する書類の目録
      - ・ 郵送する書類のページ数
      - ・ 発送年月日
    - ホ 上記ニにより郵送する場合の提出期限は、上記(1)①の提出期間と同一の日時(必着)とし、郵便書留等の配達記録が残るものに限るものとする。
  - ⑦ 紙入札方式で提出する場合の注意事項  
持参により参加表明書を提出する場合は、必要書類等全ての書類を提出場所に持参すること。

## 7 非指名理由の説明

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、指名しなかったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由(以下「非指名理由」という。)を電子入札システムにより通知(承諾を得て紙入札とする場合は、書面により発送)する。
- (2) 指名しなかった旨の通知を受けた者は、発注者に対して非指名理由について、次に従い、説明を求めることができる。

- ① 提出期限：平成30年4月5日（木）午後5時
- ② 提出場所：上記5(1)に同じ。
- ③ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者の承諾を得た場合は、書面（様式は自由）を持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 発注者は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して5日以内に説明を求めた者に対し電子入札システム（承諾を得て紙入札とする場合は、書面）により回答する。

ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

- (4) 発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。
- (5) 発注者は、上記(3)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

## 8 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

- ① 提出期限：平成30年4月2日（月）午後5時
- ② 提出場所：上記5(1)に同じ。
- ③ 提出方法：入札説明書に対する質問は電子入札システムで提出すること。

ただし、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、書面（様式は自由）により提出すること。なお、提出場所へ持参又は同日同時刻必着での書留郵便による郵送とする。電送によるものは受け付けない。

- (2) 上記(1)の質問に対する回答書は、次のとおり電子入札システム及び閲覧場所にて閲覧に供する。

- ① 期間：平成30年4月10日（火）から平成30年4月12日（木）まで、毎日午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く）。
- ② 場所：上記5(1)に同じ。

## 9 入札書の提出期限及び方法

- (1) 入札書の提出期限

平成30年4月13日（金）正午まで

- (2) 提出方法

電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、上記期限までに上記5(1)へ郵送（書留郵便により必着）すること。持参又は電送による提出は認めない。

- (3) 入札書の記載について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、発注者の承諾を得て紙入札方式により郵送する場合における入札書の様式は、電子入札ホームページに公開している「入



札書（電子入札用）」によることとし、当該入札書には、電子くじ番号として任意の3桁の数字を必ず記入すること。

(4) 入札執行回数

入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札で落札者がいないときは、別に日時を定めて、2回目の入札参加者の中から希望者を募り、見積り合わせを行うことがある。なお、見積り合わせの執行回数は、原則として2回を限度とする。

(5) 当該業務において、入札に参加する者が当機構の関係法人1者だった場合は、当該手続きを中止し、再公募を実施する。

## 10 開札の日時、場所及び方法

(1) 開札日時

平成30年4月16日(月) 午前10時

(2) 開札場所

愛知県名古屋市中区錦3丁目5番27号(錦中央ビル6階)  
独立行政法人都市再生機構中部支社 総務部 経理課

(3) 開札方法

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(4) 再入札について

第1回目の開札で、入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。入札書の締切及び開札の日時については、次のとおりとする。

また、紙入札方式による入札参加者は、開札の時間帯において確実に連絡が取れる連絡先をあらかじめ発注者に届出ておくこととし(任意様式)、再入札を行うこととなった場合は、発注者からその旨を連絡するので、下記①の期限までに上記(2)へ持参すること。なお、発注者からの連絡がつかなかった場合やその他やむをえない事由がある場合においても、期限までに持参されない場合は、再度の入札を辞退したものとして取扱う。

① 電子入札システムによる再入札書の締切日時

日 時：平成30年4月16日(月) 午前11時30分

② 電子再開札の日時及び場所

日 時：平成30年4月16日(月) 午前11時40分

場 所：上記(2)に同じ

## 11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

## 12 入札の無効

手続開始の掲示及び入札説明書に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札(見積り)心得書において示した条件等の入札に関する条件に違反した入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、発注者により指名された者であっても、開札の時ににおいて指名停止要領に基づ

く指名停止を受けているもの、平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務の業種区分が「補償」に係る競争参加資格の認定を受けていないもの及びその他上記4に掲げる要件のないものは、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

### 13 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第4号）第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### 14 手続における交渉の有無 無

### 15 契約情報の公表について

別添1「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」を参照のこと。

### 16 契約書作成の要否等 要

当機構ホームページ掲載の標準契約書（業務請負契約書）により、作成するものとする。なお、業務請負契約締結と同時に、別添2「個人情報等の保護に関する特約条項」を同日付で締結するものとする。

### 17 支払条件 前金払30%以内、完了払

### 18 火災保険付保の要否 否

### 19 関連情報を入手するための照会窓口

上記5(2)に同じ。

### 20 使用印鑑届及び年間委任状の提出について

参加表明書を提出する前に、別添3の使用印鑑届（代表者の印鑑証明書（提出日の3ヶ月以内のもの・原本）を添付）及び年間委任状を提出のこと。ただし、平成29年4月1日以降、既に提出済みの場合は、再度提出する必要はありません。（なお、代表者の変更等記載内容等に変更があれば再度提出が必要となる。）

提出場所：上記5(1)に同じ

### 21 その他

- (1) 入札参加者は、当機構ホームページの「入札・契約情報」に掲載されている入札心得（電子入札用の入札心得を含む。）及び契約書案並びに電子入札運用基準を熟読し、入札心得及び電子入札運用基準を厳守すること。

<http://www.ur-net.go.jp/order/nyusatuyosiki.html>

<http://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/index.html>

- (2) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、参加表明書に記載した配置予定現場代理人を当該業務に配置すること。また、落札者は、業務請負契約締結時に配置予定現場代理人の手持業務について提出するものとし、**別記様式7**より作成するものとする。

- (4) 本業務は、業務成績評定対象業務であり、業務完了後に業務成績評定点を通知の上公表する。付与した業務成績評定点は、将来、業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。
- (5) 当該業務の実施については、関係法令等を遵守すること。
- (6) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、午前8時30分から午後8時00分まで稼動している。  
システムを停止する場合等は、電子入札ホームページ「お知らせ」において公開する。
- (7) システム操作マニュアルは、UR都市機構 入札・契約情報 電子入札のホームページに公開している。
- (8) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
- ① システム操作・接続確認等の問い合わせ先  
電子入札総合ヘルプデスク ℡0570-021-777  
電子入札ホームページ <http://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/>
  - ② ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先  
ICカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせすること  
ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、下記へ連絡すること。  
独立行政法人都市再生機構中部支社  
総務部 経理課 電話052-968-3314
- (9) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
- ① 参加表明書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
  - ② 参加表明書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ③ 指名通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ④ 辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
  - ⑤ 辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ⑥ 日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ⑦ 入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
  - ⑧ 入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ⑨ 入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ⑩ 再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ⑪ 再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
  - ⑫ 落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ⑬ 決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ⑭ 保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ⑮ 取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ⑯ 中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ⑰ 見積依頼通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - ⑱ 見積書受信確認通知（不落随契に移行した場合のみ。電子入札システムから自動

通知)

- ⑭ 見積締切通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- (10) 本業務は、補助金の交付決定時期等の要因により、契約の締結を延期する場合があります。その場合は申込を行ったものに対して平成30年4月10日（火）までに通知する。  
上記による場合において、当機構はこれによって生じる損害を賠償する責任を負わないものとする。
- (11) 本業務の積算に当たっては、平成30年3月から適用する設計業務等技術者単価を適用している。

以 上

## 参加表明書

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社

支社長 伊藤 功 殿

(提出者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

登録番号※

連絡先 部署

担当者名

電話/ファクシミリ

平成30年3月7日付けで手続開始の掲示のありました「H30新清洲駅北地区建物等補償物件調査算定他業務」に係る指名競争に参加を希望します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと及び参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

(※) 当機構中部地区における平成 29・30 年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格について、業種区分が「補償」の認定を受けている者は、登録番号を記載すること。参加表明書提出時に上記競争参加資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出できるが、競争に参加するには、平成 30 年 3 月 16 日までに当該資格の申請を行い、開札の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

なお、機構の承諾を得て、紙入札方式にて参加する場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金（392円）の切手を貼った長 3 号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

・営業拠点等の所在地

提出者： \_\_\_\_\_

本社・支店・営業所等の 区分	
住所	
電話番号	
F A X 番号	
代表者氏名（役職名）	
常駐する技術者の数及び 有資格者数 （専門分野別）	

- ・参加表明者の平成19年度以降に受注し完了した同種又は類似業務実績

提出者：\_\_\_\_\_

業務分類		
業務名		
TECRIS 登録番号		
契約金額		
履行期間		
発注機関名 (担当部局) 住所 TEL		
業務の概要		

注1：業務分類には、入札説明書4（2）別表に記述のある「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。

注2：記入に際しては本様式で最大2件までの記載とすること。なお、記載した業務に係る契約書（特記仕様書を含む）の写し等を添付すること。

なお、記載した業務に係る契約書（仕様書を含む）の写しを添付すること。ただし、TECRISに登録されている場合は、契約書の写しを添付する必要はないので、その登録番号を記載すること。

・配置予定現場代理人の経歴等

提出者： \_\_\_\_\_

1. 氏名					
2. 所属・役職					
3. 有資格・部門・取得年月日					
4. 補償実務経験及び区画整理実務経験	会社名	所属	役職	従事期間	従事内容
5. 同種又は類似業務経歴 (平成19年度以降、最大2件)	業務分類				
	業務名 (TECRIS登録番号)				
	契約金額				
	履行期間				
	発注機関名 (担当部局)				
	業務の概要				

注1：業務分類には、入札説明書4（2）別表に記述のある「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。

注2：記入に際しては本様式1枚とし、記載した業務に係る契約書（仕様書を含む）の写し等を添付すること。ただし、TECRISに登録されている場合は、契約書の写しを添付する必要はないので、その登録番号を記載すること。



・業務の実施体制

提出者： \_\_\_\_\_

業務実施 体制	
個人情報等の 管理体制	

注：記入に際しては本様式 2 枚までとする。

下請負等の 予定	(委任又は請け負わせる者)
	(委任又は請け負わせる内容)
技術協力の 予定	(協力先)
	(協力を求める内容)

注：技術協力とは、業務の一部について学識経験者等の第三者から指導又は助言を受けることをいう。

・保有する技術職員の状況

提出者：\_\_\_\_\_

専 門 分 野	技 術 職 員 数	う ち 有 資 格 者 数

注：「うち有資格者数」の欄には専門分野ごと該当する資格の名称（例：土地区画整理士、技術士など）及び各資格の人数を記載する。

- ・配置予定現場代理人の手持業務（業務請負契約締結時点）

提出者：\_\_\_\_\_

業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額
				(契約金額合計 万円))
				(契約金額合計 万円))
				(契約金額合計 万円))
				(契約金額合計 万円))
				(契約金額合計 万円))

## 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

## (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

## (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

## (3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

## (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

## 別添 2

### 個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が平成 年 月 日付けで締結した「H30新清洲駅北地区建物等補償物件調査算定他業務」の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

#### （定義）

第1条 本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

一 個人情報（独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第2項に規定する個人情報をいう。）

二 前号以外の情報で、本業務等にて知り得た情報  
（個人情報等の取扱い）

第2条 受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

#### （管理体制等の報告）

第3条 受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式1）により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

#### （秘密の保持）

第4条 受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

#### （適正な管理のための措置）

第5条 受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

#### （収集の方法）

第6条 受注者は、業務等を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### （目的外利用等の禁止）

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### （個人情報等の持出し等の禁止）

第8条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

#### （複写等の禁止）

第9条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

#### （下請けの制限等）

第10条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に請負わせてはならない。

2 受注者は、前項の規定に基づき他に請負わせる場合には、その下請させる者に対して、

本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

- 3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき下請けさせた者が更に他に請負わせる場合、その下請させた者が更に他に請負わせる場合及びそれ以降も同様に適用する。

(返還等)

第11条 受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

- 2 受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。

(事故等の報告)

第12条 受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(管理状況の報告等)

第13条 受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに（以降は、直近の報告から1年後の月末までに）、書面（別紙様式2）により報告しなければならない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

- 3 受注者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

(取扱手順書)

第14条 受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所

氏名

印

受注者 住所

氏名

印

(別添)

## 個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

### 1 個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

※業務終了後についても同じ

### 2 個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

#### (1) 書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

#### (2) データ

① データを保存するPC及びスマートフォンやUSBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、パスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

② ①に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

### 3 個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

#### (1) 送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

#### (2) 送付及び持出し等の手順

##### ① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

##### ② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

- ・送信先への事前連絡
- ・複数人で宛先番号の確認
- ・送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

##### ③ 電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、パスワードを設定し、パスワードは別途通知する。



また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④ 持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

#### 4 個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### 5 個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### 6 個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

#### 7 個人情報等の返還等について

- ① 業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。
- ② 発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。

#### 8 個人情報等が登録された携帯電話機の使用について

発注者の指示又は承諾により、携帯電話機に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。
- (2) 必要に応じて、亡失防止用具（ストラップ等）の使用等により、亡失の防止に努める。
- (3) 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定する。
- (4) 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

#### 9 事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

#### 10 その他留意事項

独立行政法人は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成

15年法律第59号) に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第7条第2項において、『独立行政法人等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。』と規定されており、**業務受注者についても本法律の適用対象**となる。

したがって、本法律に違反した場合には、第50条及び第51条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

平成 年 月 日

株式会社\*\*\*\*\*

代表取締役 \*\* \*\* 印

## 個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名 : \_\_\_\_\_

## 1 取扱責任者及び取扱者

	部 署	氏 名	取扱う範囲等
	役 職		
取扱責任者	〇〇部△△課 課長		
取 扱 者	〇〇部△△課 係長		***地区に係る～～～
	〇〇部△△課 主任		***地区に係る～～～
	〇〇部△△課		***地区に係る～～～

## 2 管理及び実施体制図

(様式任意)

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社  
支社長 殿

株式会社\*\*\*\*\*  
代表取締役 \*\* \*\* 印

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名： \_\_\_\_\_

記

- 1 確認日 平成 年 月 日
- 2 確認者 取扱責任者 ○○ ○○
- 3 確認結果 別紙のとおり

以上

(別紙) 管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

--

確 認 内 容	確 認 結 果	備 考
<b>1 管理及び実施体制</b>		
平成 年 月 日付けで提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
<b>2 秘密の保持</b>		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
<b>3 安全確保の措置</b>		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じている。		
<b>《個人情報等の保管状況》</b>		
① 個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
② データを保存するPC及びスマートフォンやUSBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、パスワードを設定している。		
③ アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
④ ②に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
<b>《個人情報等の送付及び持出し手順》</b>		
① 発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
② 送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
③ 郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付している。		

確認内容	確認結果	備考
<p>FAXについては、原則として禁止しており、やむを得ずFAX送信する場合は、次の手順を厳守している。</p> <p>④ ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施  ・送信先への事前連絡  ・複数人で宛先番号の確認  ・送信先への着信確認</p>		
<p>⑤ eメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。</p>		
<p>⑥ 添付ファイルには、パスワードを設定し、パスワードは別途通知している。</p>		
<p>⑦ 1回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。</p>		
<p>⑧ 持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。</p>		
<b>4 収集の制限</b>		
<p>個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。</p>		
<b>《個人情報等の取得等手順》</b>		
<p>① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。</p>		
<p>② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。</p>		
<b>5 利用及び提供の禁止</b>		
<p>個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。  ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。</p>		
<b>6 複写又は複製の禁止</b>		
<p>個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。  ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。</p>		
<b>7 再委託の制限等</b>		
<p>個人情報等を取扱う業務について、他に委託し、又は請け負わせていない。  ※発注者の承諾があるときを除く。</p>		
<b>【再委託、再々委託等を行っている場合】</b>		
<p>再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。</p>		
<b>8 返還等</b>		
<p>① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。</p>		
<p>② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。</p>		
<b>9 携帯電話機の使用</b>		

確認内容	確認結果	備考
① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
② 必要に応じて、亡失防止用具（ストラップ等）の使用等により、亡失の防止に努めている。		
③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。		
<b>10 事故等の報告</b>		
特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。		
<b>11 取扱手順書の周知・徹底</b>		
個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
<b>12 その他報告事項</b>		
（任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。）		

※ 確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	—

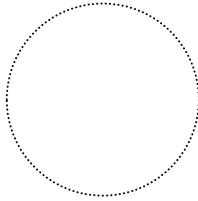
\* 「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。

別添3 (平成29・30年度用)

### 使用印鑑届

登録番号					
会社名(フリガナ)					

使用印



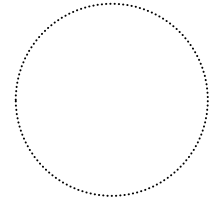
左記の印鑑を、独立行政法人都市再生機構中部支社に提出する書類に使用したいのでお届けします。

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 中部支社長殿

印鑑証明書(原本・発行日から3ヶ月以内有効)添付

住所  
商号又は名称  
代表者



実印

※(年間)委任を予定しない場合は、上段「使用印鑑届」のみ記入してください。

### 年間委任状

私は、都合により [ ] を代理人と定め、下記の権限を委任します。

なお、本委任を解除する場合には、双方連署の上届出のない限りその効力の無いことを誓約します。

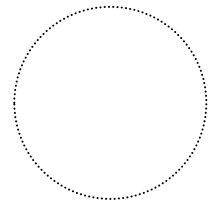
#### 記

1. 見積書及び入札書提出の件
2. 請負契約締結の件
3. 請負契約履行に関する件
4. 請負代金請求及び受領の件
5. 上記各号に関し復代理人選任及び解任の件
6. その他契約締結に係る一切の件
7. 期間 平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日から平成31年3月31日まで

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 中部支社長殿

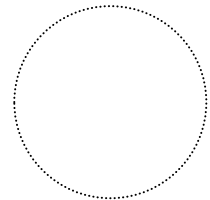
委任者



実印

上記委任の件承諾しました。

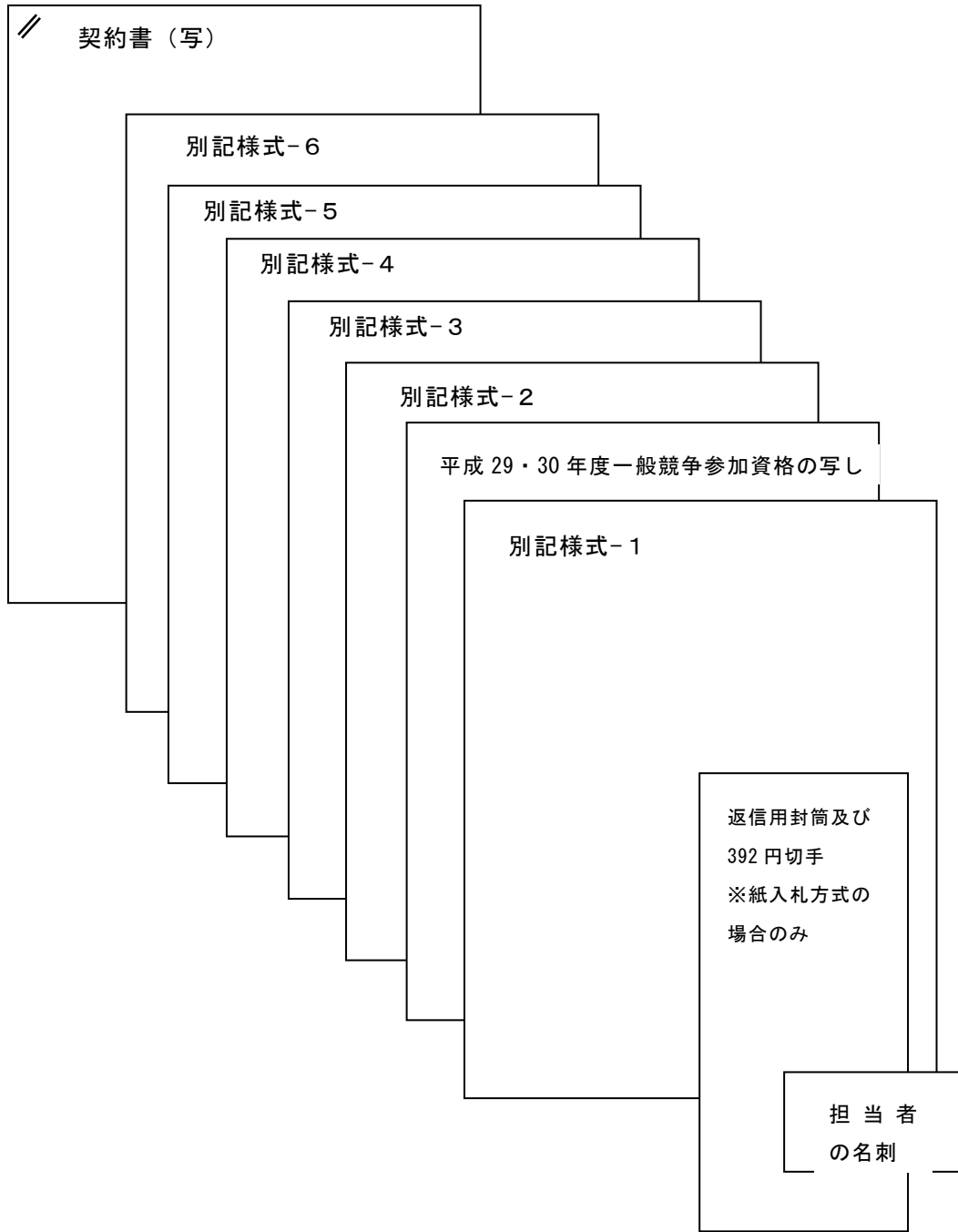
受任者



使用印



(承諾を得て紙入札とする場合の参加表明書のセット方法)  
クリップ留め等



- 別記様式—1 参加表明書
- 参加資格（写） 平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント業務等に係る一般競争参加資格の写し（業種区分「補償」）
- 別記様式—2 営業拠点等の所在地
- 別記様式—3 参加表明者の平成19年度以降に受注し完了した同種又は類似業務実績
- 別記様式—4 配置予定の現場代理人の経歴等
- 別記様式—5 業務の実施体制
- 別記様式—6 保有する技術職員の状況
- 契約書（写） 実績とする契約書の写し
- その他
  - ・簡易書留料金分を加えた所定の料金（392円）の切手を貼った長3号封筒（表に提出者の住所・氏名を記載）
  - ・担当者の名刺